

## 愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について

### 1 原告

愛媛県

### 2 被告

愛媛県奨学資金貸付金返還金滞納者及び連帯保証人

### 3 滞納者本人に係る訴訟

#### (1) 第1回口頭弁論

平成27年3月3日（被告欠席で結審、県の勝訴判決）

#### (2) 判決確定

被告への判決文送達から2週間以内に控訴がなされなかったため、4月9日付けで判決確定。

#### 【参考】判決内容

##### 【主文】

- ① 被告は、原告に対し、金920,100円及び内金638,000円に対する平成26年11月29日から支払済みまで年7.25パーセントの割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は被告の負担とする。
- ③ この判決は①に限り、仮に執行することができる。

##### 【判決理由】

- ① 被告は口頭弁論期日に出頭しなかった。
- ② 被告は支払督促に対して反論を行っていない。

### 4 連帯保証人に係る訴訟

#### (1) 第1回口頭弁論 平成27年2月25日（被告欠席）

第2回口頭弁論期日指定

#### (2) 第2回口頭弁論 平成27年4月8日（被告欠席）

結審し判決言い渡し期日指定（平成27年4月27日13:30）